

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	39	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他(自動車取得税)		
要望項目名	運行維持が困難なものとして条例に定める路線の乗合バス車両の取得に係る非課税措置の延長		
要望内容(概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p style="padding-left: 40px;">運行維持が困難なものとして条例に定める路線の運行の用に供するために取得する乗合バス車両</p> <p>・特例措置の内容</p> <p style="padding-left: 40px;">自動車取得税：非課税</p>		
関係条文	地方税法附則第12条の2の2第1項		
減収見込額	(初年度) - (▲252) (平年度) - (▲252) (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p style="padding-left: 20px;">バリアフリーで燃焼効率にも優れた乗合バス車両への代替を促進することを通じて、人々の社会参加の機会の確保及び環境にやさしい交通体系の構築を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p style="padding-left: 20px;">マイカーの普及や過疎化等により、バス事業の輸送人員が減少を続ける中で、昨今の景気の悪化や燃料の高騰等もあり、バス事業者の経営は極めて厳しい状況に置かれている。</p> <p style="padding-left: 20px;">人々の社会参加の機会の確保や環境にやさしい交通体系の構築を図るためには、老朽化した乗合バス車両の早期代替が重要であるが、バス事業者の投資意欲は低く、老朽化した車両が数多く使用されている状況にある。</p> <p style="padding-left: 20px;">このため、地域の公共交通を支える都道府県が、運行維持が困難なものとして条例で定める路線の運行の用に供する乗合バス車両の取得に係るコスト負担の軽減を図ることにより、車両代替を積極的に促進していく必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標 2 7 地域公共交通の維持・活性化を推進する
	政策の達成目標	業績指標 1 6 1 地方バス路線の維持率 1 0 0 % (平成 2 5 年度)
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	適用期限の廃止を含め、車体課税の見直しの中で併せて検討
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
	政策目標の達成状況	地方バス路線の維持率：9 6 . 9 % (平成 2 1 年度)
有効性	要望の措置の適用見込み	2 9 2 者 (地域公共交通確保維持改善事業において導入が見込まれる協議会、事業者)
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	バス事業の輸送人員が減少を続ける中で、バス事業者の投資意欲は低く、老朽化した車両が数多く使用されている状況にある。本非課税措置により、自動車取得税を免除すれば、車両の取得費用や必要なキャッシュフローも軽減されることから、乗合バス車両の代替促進に有効と考えられる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	本特例については、他の税制上の支援措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	■予算 地域公共交通確保維持改善事業：3 3 2 億円 (平成 2 4 年度要求)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算については、車両取得後の負担を支援する措置であり、本非課税措置は車両の取得に係る負担を支援するものである。 なお、上記補助の交付を受けて取得した全車両が本非課税措置の対象となるものではない。
	要望の措置の妥当性	本非課税措置により車両の取得のための初期投資の負担を軽減することに加え、補助制度 (車両減価償却費等補助) により車両取得後のランニングコストの負担軽減を図ることは、代替のための投資を促し、地域公共交通の維持・活性化を図る手段として相当である。

税負担軽減措置等の適用実績	年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	車両数 (両)	128	161	160	198	66
	減収額 (百万円)	65	87	80	110	36
税負担軽減措置等の適用による効果 (手段としての有効性)	本非課税措置により、車両の取得費用や必要なキャッシュフローも軽減されることから、乗合バス車両の代替の促進に有効と考えられる。					
前回要望時の達成目標	地方バス路線の維持率 100% (平成 25 年度)					
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本非課税措置を活用することにより、地域住民の日常生活に不可欠な足としてバス路線を維持し、公共的使命及び社会的責任を果たしている。					
これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 48 年度 創設 ・平成 6 年度 延長 ・平成 7 年度 代替バス車両については、一般財源化により対象から除外 ・平成 8、10、12 年度 延長 ・平成 13 年度 地方バス補助制度改正に伴い一部見直し ・平成 14、16、18、20、22 年度 延長 ・平成 23 年度 適用対象を補助対象路線から運行維持が困難なものとして条例に定める路線に見直し 					